規

則

2019年 第1回 一部改正

2019年6月14日規則 第33号2019年1月30日技術委員会審議2019年5月22日国土交通大臣認可

居住衛生設備規則

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた アスタリスク (*) は、その規則に対応する 要領があることを示しております。 2019年6月14日 規則 第33号 居住衛生設備規則の一部を改正する規則

「居住衛生設備規則」の一部を次のように改正する。

3編 居住衛生設備

4章 昇降設備

4.1 一般

4.1.7 エレベーター

- -3.を次のように改める。
- -3. 海底資源掘削船に設置するエレベーターは、本条によるほか<u>, IMO の"The Code for the Construction and Equipment of Mobile Offshore Drilling Units (MODU Code) "(IMO 決議 4.1023(26)) 第 12 章鋼船規則 P 編 1.2.36 に定義する 2009 MODU コードの 12.3 の規定に適合しなければならない。</u>

附則

- **1.** この規則は, 2020年1月1日(以下, 「施行日」という。) から施行する。
- 2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。